

## PM2.5 の注意喚起等に係る対応方針の見直し

### について（注意喚起対象区域の見直し）

PM2.5 自動測定機の増設による注意喚起対象区域の見直しに伴い、本県の対応方針を平成26年1月1日から、以下のとおりとする。

#### 1．注意喚起を行う判断方法

早朝（午前5～7時）の3時間を判定対象とし、注意喚起等の判断は、この3時間の平均値を使用する。3時間の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合は、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する可能性があるとして判断する。

また、午前5時から12時までの8時間の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合にも、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する可能性があるとして判断する。

なお、注意喚起対象区域に複数の測定局がある場合は、1測定局でも上記の平均値を超過した時は注意喚起を行う。

#### 2．公表時間

PM2.5 濃度の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えると予想される場合には、午前8時まで、若しくは午後1時までに、県が県民に対し注意喚起の「お知らせ」を公表し伝達する。なお、区域内で既に注意喚起を行っている場合は、追加の注意喚起は行わない。

#### 3．注意喚起をする区域分け

注意喚起を実施する対象区域については、別表のとおりとする。

#### 4．注意喚起の周知方法

市町、マスコミ、関係機関（県関係各課、県立保健所及び長崎地方気象台）等に対し、FAXにより情報を提供する。

また、県ホームページにも情報を掲載する。

## 5 . 注意喚起の内容

- ・ 暫定指針値：日平均  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超える可能性がある。
- ・ 不要不急の外出は控える。
- ・ 屋外での激しい運動はできるだけ減らす。
- ・ 外出時はマスクを適切に着用することが望ましい。
- ・ 屋内に粒子を持ち込まないように、室内の換気は必要最小限とし、洗濯物はできるだけ室内に干すなどの工夫を行う。

## 6 . 注意喚起の解除

注意喚起は、一般の人が屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考情報として公表し伝達するものであることから、翌日午前0時をもって、この注意喚起の情報は自動的に解除されるものとする。

## 7 . 新たな知見が得られた場合の措置

この対応方針は、国の方針を踏まえた暫定的なものであり、新たな知見や方針が得られた場合は、速やかに見直しを行うこととする。

別 表

PM2.5注意喚起対象地域及び測定局

(H26.1.1現在)

測 定 局	注意喚起対象地域	備 考
稲佐小学校 小ヶ倉支所 時津小学校 雪浦 諫早・大村 川棚	長崎市 西海市（平島・江ノ島除く） 時津町・長与町 諫早市・大村市 川棚町・波佐見町 東彼杵町	東長崎局及び村松局も同一対象地域 （平成26年度中にPM2.5自動測定機を設置する予定～長崎市設置局）
福石・大塔 吉井 松浦志佐	佐世保市（宇久町除く） 松浦市・平戸市 佐々町	
島 原 小 浜	島原市・雲仙市 南島原市	
五 島	五島市 新上五島町 佐世保市宇久町 西海市平島・江ノ島 小値賀町	
壱 岐	壱岐市	
対 馬	対馬市	